

令和3年度に向けた

今から  
準備

# 「省エネ補助金活用のポイントと 直前情報について」

日時：令和3年 3月15日

主催：大分県

株式会社アーストーンコンサルティング

# 目次

- ▶ 令和 2 年度3次補正予算
- ▶ 令和 3 年度予算
- ▶ エネルギー使用合理化等事業者支援事業の傾向と対策
- ▶ 補助金活用のための準備

# 補助金とはどのようなものか？

- ▶ 国や地方自治体が環境エネルギー設備を導入する企業や個人にその経費の一定割合を補助するというものです。
- ▶ 補助金の財源は税金であり、補助金の交付には厳格な書類審査と検査があります。
- ▶ 虚偽記載などにより補助金を不正に受領した場合は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により**刑事罰等を科す規定**があります。

# 令和2年度3次補正予算

経済産業省・環境省所管の設備導入補助事業などを紹介します。



# 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

## 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

令和2年度第3次補正予算案額 46.5億円

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 2030年のエネルギーミックス実現、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、コロナ禍の中でも、産業・業務部門における省エネ設備投資を積極的に呼び込むことが重要です。
- このため、大幅な省エネに繋がる産業用ヒートポンプの新設・増設等によるプロセス改善を通じ、大幅なエネルギー消費効率向上を図る事業に対して支援を行います。
- 具体的には、製造工場等の熱プロセスにおいて、一定水準以上の性能を有する高効率なヒートポンプを導入することにより革新的なプロセス改善を行うことで、エネルギー消費効率の大幅な向上を見込む事業に支援を行います。

#### 成果目標

- 設備投資支援を通じ、長期エネルギー需給見通しにおける令和12年度の省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



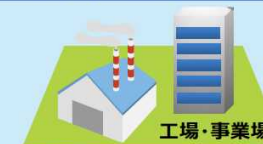
### 事業イメージ

#### 省エネに繋がる革新的なプロセス改善に必要な設備導入を支援

##### 産業用ヒートポンプ

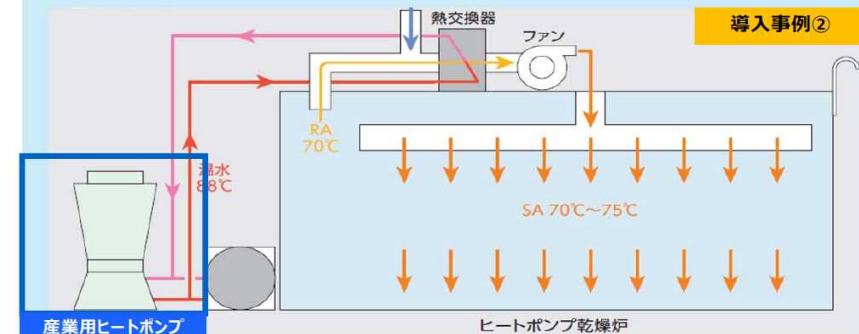
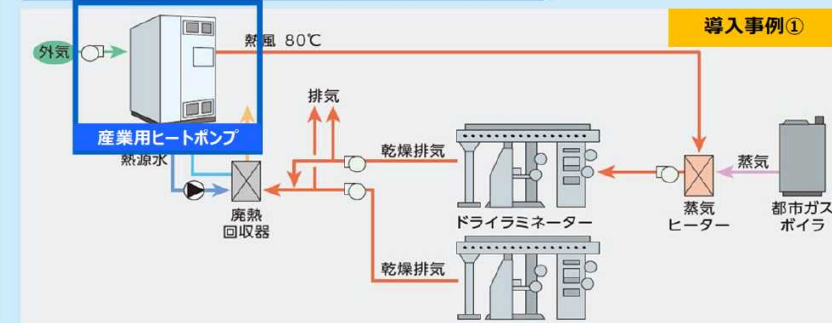


新設・増設



プロセス改善を通じた  
省エネ性・産業競争力の向上

#### 省エネに繋がる革新的なプロセス改善（例）



# 産業・業務部門における高効率 ヒートポンプ導入促進事業

①製造工場や温泉施設等の熱利用プロセス等において、産業用ヒートポンプ・業務用ヒートポンプ給湯器の**新設・増設等**によるプロセス改善を通じ、**工場・事業場等における**省エネ対策を行う事業。

②大企業については、**省エネ法Sクラス事業者**であること又は中長期計画書に**ベンチマーク目標を達成する見込み**及びその投資計画等を記載していることを要件とする。

[補助対象設備]

産業用ヒートポンプ,業務用ヒートポンプ

[事業当たりの補助率]

設備費については、設備種及びスペック等ごとに算出・設定する**定額を補助する**。設計費及び工事費並びにヒートポンプの導入にあたって必要となる付帯・関連設備等については、未定。



# 先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業

## 先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **37.6億円**

経済産業政策局

産業資金課

03-3501-1676

### 事業の内容

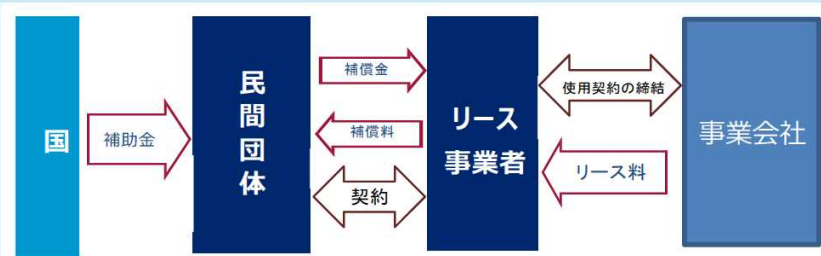
#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資が停滞している中で、2050年カーボンニュートラル社会を実現するためには、企業による脱炭素社会の実現のための積極的な設備更新や新規の設備投資を継続して行う事が必要不可欠です。
- 特に、CO<sub>2</sub>削減効果が大きい先端低炭素設備に対する設備投資を行うことが、2050年カーボンニュートラル社会の実現のためには重要です。
- そのため、設備投資誘発効果が大きいオペレーティングリースを行う際に、リース事業者が単独で負うことが困難なアセットリスクを国が補完し、先端低炭素設備への投資を促進します。

#### 成果目標

- この事業により、1500億円以上の先端低炭素設備投資を誘発することを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



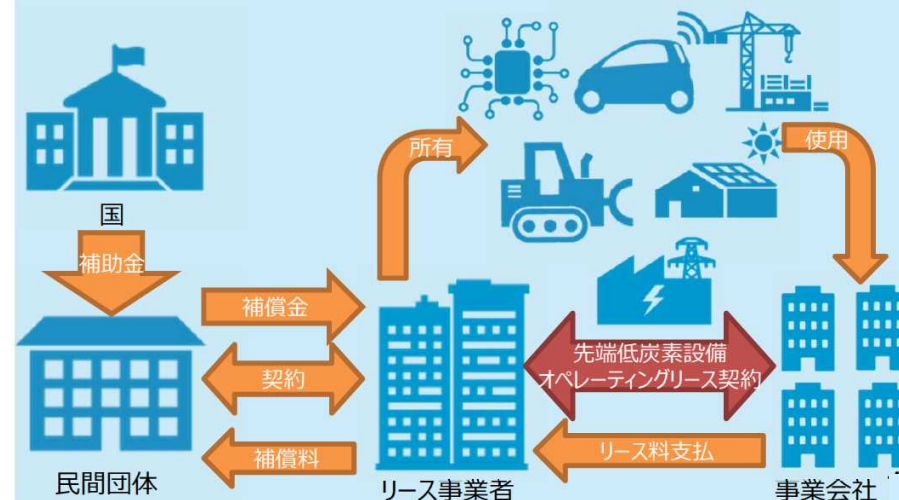
### 事業イメージ

#### 民間団体による先端低炭素設備オペレーティングリース支援事業

- 2050年カーボンニュートラル社会の実現を目的として、設備投資誘発効果が大きいオペレーティングリースによる先端低炭素設備への投資を支援します。
- 事業会社がオペレーティングリースの手法を用いて、先端低炭素設備を導入する際に、リース事業者が単独で負う事が困難なアセットリスクを国が補完することで事業会社の先端低炭素設備への投資を促進します。

#### 事業イメージ

- リース事業者が負うアセットリスクに対する補償スキームを構築する事により、民間事業者の先端低炭素設備投資を支援します。



# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

## サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

令和2年度第3次補正予算案額 **2,108億円**

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課  
03-3501-1677

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内の生産拠点の確保等を進めます。
- 具体的には、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。

#### 成果目標

- 国内における生産拠点等の整備を進め、製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し、我が国製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



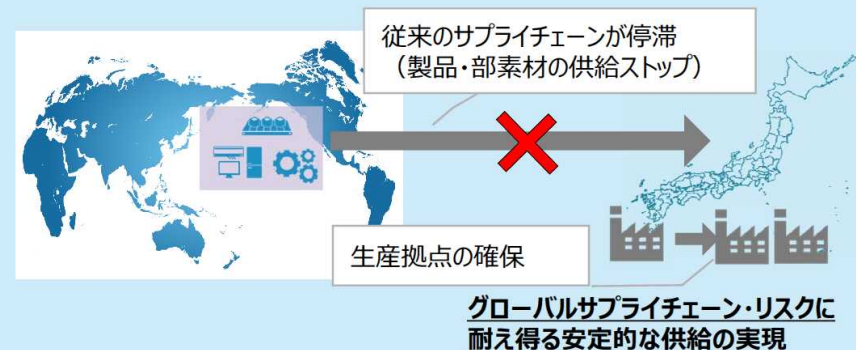
大企業：1/2以内～1/4以内  
中小企業等：2/3以内～1/4以内  
※補助対象経費の額に応じて段階的に補助率は低減する

※補助対象経費：建物・設備の導入

### 事業イメージ

#### (1) 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備

(例) 半導体関連、自動車関連等、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品の生産拠点を日本国内に確保



#### (2) 国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備

(例) 感染症への対応等のために必要不可欠な物資・原材料等に係る国内における生産拠点整備を確保





# 中小企業等事業再構築促進事業

## 中小企業等事業再構築促進事業

令和2年度第3次補正予算案額 **1兆1,485億円**

中小企業庁 技術・経営革新課  
03-3501-1816

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

#### 成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）※本事業では電子申請のみを受け付けます。



### 事業イメージ

#### 補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、売上高が低い3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

#### 補助金額・補助率

|                    | 補助金額             | 補助率               |
|--------------------|------------------|-------------------|
| 中小企業（通常枠）          | 100万円以上6,000万円以下 | 2/3               |
| 中小企業（卒業枠）※1        | 6,000万円超～1億円以下   | 2/3               |
| 中堅企業（通常枠）          | 100万円以上8,000万円以下 | 1/2（4,000万円超は1/3） |
| 中堅企業（グローバルV字回復枠）※2 | 8,000万円超～1億円以下   | 1/2               |

※1. 中小企業（卒業枠）：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業（グローバルV字回復枠）：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち売上高の低い3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

**15%以上減少**している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

#### 事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

# 中小企業等事業再構築促進事業

## <対象>

「新分野展開」や「業態転換」、「事業・業種転換等」の取組、「事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等」を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援。

- 1.申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3.補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

<付加価値の定義ついて[想定]>

**付加価値 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費**



# 中小企業等事業再構築促進事業

## <補助額・補助率>

### 中小企業

**通常枠** 補助額 **100万円～6,000万円** 補助率 **2 / 3**

**卒業枠\*** 補助額 **6,000万円超～1億円** 補助率 **2 / 3**

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

**通常枠** 補助額 **100万円～8,000万円**  
補助率 **1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)**

**グローバルV字回復枠\*\*** 補助額 **8,000万円超～1億円** 補助率 **1 / 2**

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

# 中小企業等事業再構築促進事業

## ＜補助額・補助率＞

### ◆ 緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。



# 中小企業等事業再構築促進事業

## ＜補助対象経費＞

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、  
外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費  
等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経  
費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体  
掲載、展示会出展等）等

※補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外

# 災害時に備えた社会的 중요インフラへの自衛的な燃料 備蓄の推進事業費補助金

## 災害時に備えた社会的 중요インフラへの自衛的な燃料備蓄の 推進事業費補助金

令和2年度第3次補正予算案額 **27.7億円**

資源エネルギー庁 資源・燃料部  
石油流通課 03-3501-1320

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション（SS）などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的 중요インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

#### 成果目標

- 多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的 중요インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。

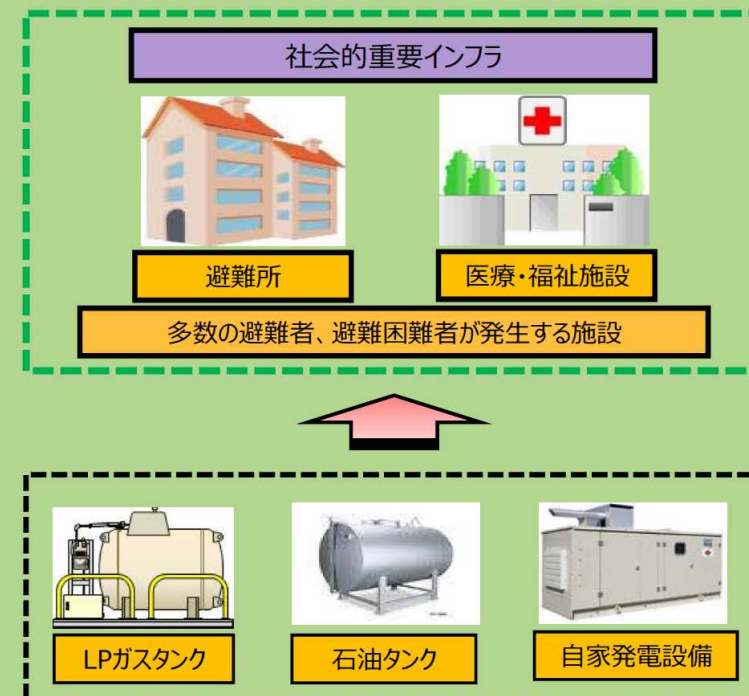
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

#### 需要家側への燃料備蓄の推進



# 災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入 支援事業費補助金

## 災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入 支援事業費補助金

令和2年度3次補正予算案額 **12.3億円**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部  
ガス市場整備室 03-3501-2963

### 事業の内容

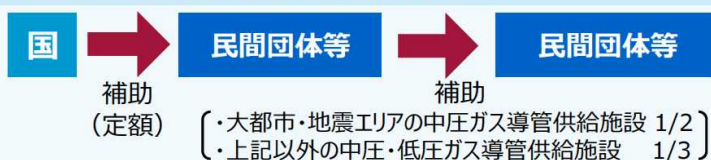
#### 事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。また、感染症対策として、避難者が十分なスペースを確保できるよう、災害時には可能な限り多くの避難所等の開設が求められています。
- このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受けられる避難所等に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も低いなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも、天然ガス利用設備の導入促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等に対し補助することで、停電時の避難所等の対応能力の強化及び平時からの環境対策を図ります。

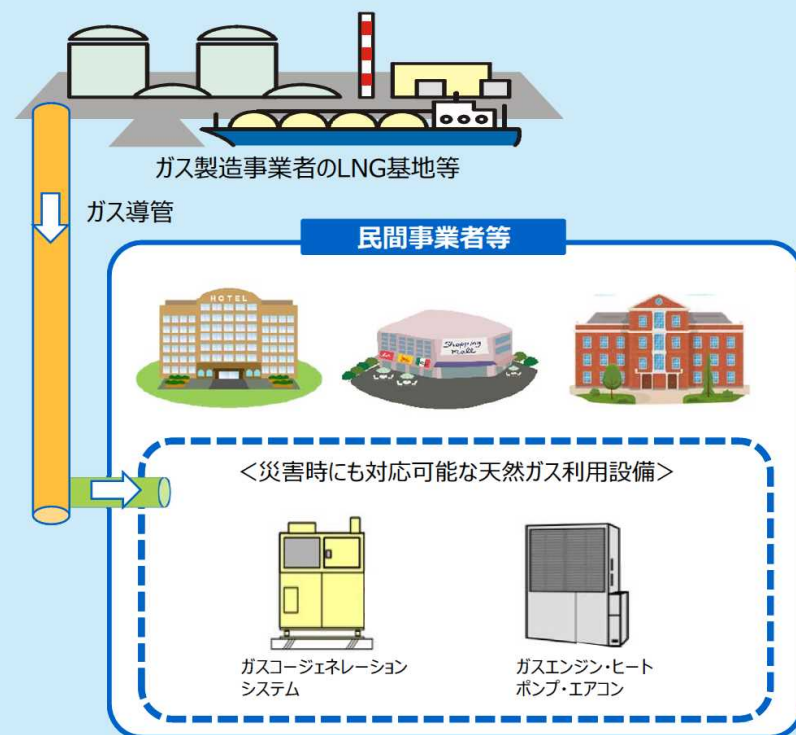
#### 成果目標

- 避難所等の災害対応能力の強化を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ



#### ＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている避難所等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。



# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業



【令和2年度3次補正予算（案）5,500百万円】



災害対応・感染症対策とともに、脱炭素化に資する設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- ①災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。
- ② 2030年度の業務その他部門からのCO2排出量約4割削減（2013年度比）に貢献すべくZEB化・省CO2改修の普及拡大
- ③気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

## 2. 事業内容

### （1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

### （2）大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

### （3）平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照。）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度

## 4. 事業イメージ

### （1）レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す

（補助イメージ）

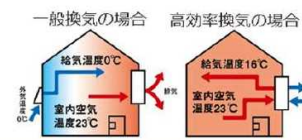


### （2）大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

飲食店等、不特定多数の方が集まるような施設に対し、密閉空間とならないよう換気能力が高く、同時に省CO2化促進に資する高機能換気設備等の導入を支援する。

（補助イメージ）

省CO2設備等の導入補助



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

16





# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業



【令和2年度3次補正予算（案）5,500百万円の内数】



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

### 1. 事業目的

- ①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。
- ②災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。

### 2. 事業内容

#### (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

- 補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）
- 補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること等
- 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・被災等により建替え・改修を行う事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

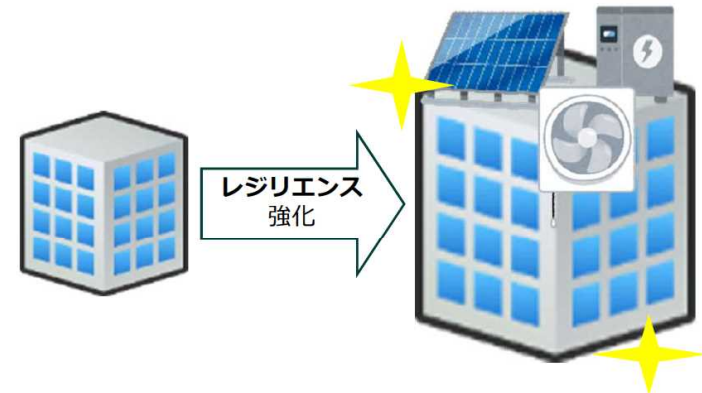
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度

### 4. 事業イメージ

#### レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入によりZEBのレジリエンスを強化



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業



【令和2年度3次補正予算（案）5,500百万円の内数】



飲食店等への換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、高機能換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

### 2. 事業内容

#### (2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方が集まるような飲食店等では、業況が急激に悪化している。そこで、飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの導入を支援する。

- 補助対象設備：高機能換気設備及び同時に導入する空調設備（空調設備は換気設備の金額を超えないこと）
- 補助要件：高機能熱交換型換気設備を導入すること。施設全体で設備導入前に比べCO2削減できること

### 3. 事業スキーム

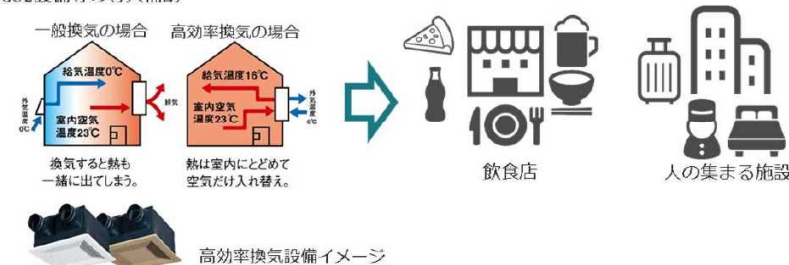
- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度

### 4. 事業イメージ

#### 業種及び補助対象施設の例

| 業種（例）         | 施設（例）                   |
|---------------|-------------------------|
| 卸売業_小売業       | 総合スーパー、小売店、飲食料卸売店       |
| 不動産業_物品賃貸業    | 不動産賃貸を行う事務所             |
| 宿泊業_飲食サービス業   | ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン      |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場 |
| 医療_福祉         | 病院、老人ホーム、福祉ホーム、保育所      |
| 教育、学習支援業      | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校        |

#### 省CO2設備等の導入補助



※高機能熱交換型換気設備：自然給気とファンによる排気の従来型換気システムに比べ、給気・排気ともにファンにより行うことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341





# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和2年度3次補正予算（案） 5,500百万円】



感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

## 2. 事業内容

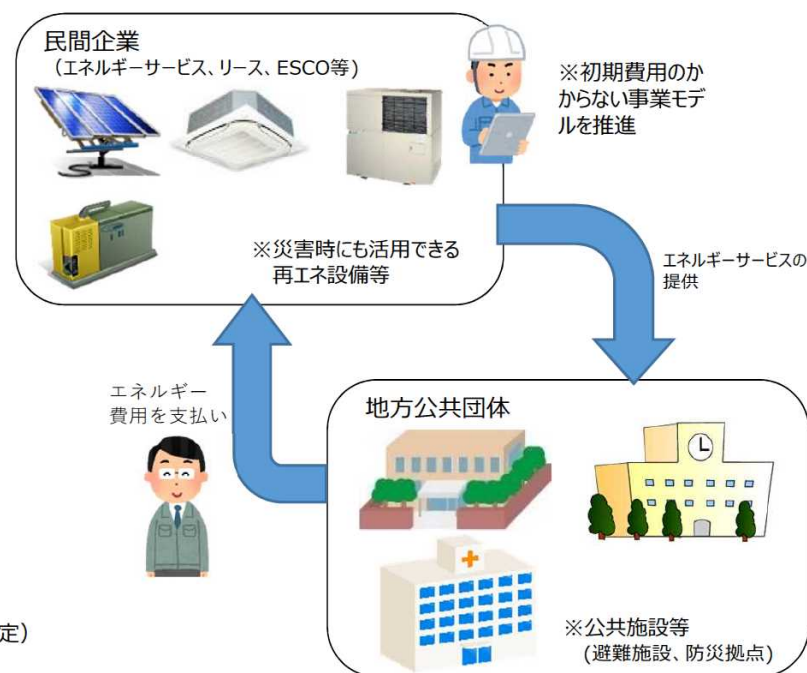
地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

○公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備（※1）、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。  
※1 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 補助率1/3、1/2又は2/3
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和2年度

## 4. 支援対象



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233



# 令和3年度予算

経済産業省・環境省所管の設備導入補助事業などを紹介します。

# 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

## 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算案額 325.0億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

**(A)先進事業**：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

**(B)オーダーメイド型事業**：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

**(C)指定設備導入事業**：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

**(D)エネマネ事業**：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

#### 成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (A)先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



#### (B)オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

（例）複数事業者が連携した取組



#### (C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



#### (D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



# 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

## <主な変更点>

|            | R2年度                                                                                             | ➡ | R3年度                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------|
| 申請<br>カテゴリ | 「工場単位」「設備単位」                                                                                     |   | カテゴリ廃止                                                 |
| 申請<br>パターン | 工場単位：4[A,B,C,D]<br>設備単位：1                                                                        |   | 4[A,B,C,D]<br>※同じ[A,B,C,D]だが、R2とは根本的に内容が異なるので注意        |
| 補助率        | 工場単位：1/4～1/2<br>設備単位：1/3                                                                         |   | パターンA,B,D: <u>1/3～2/3</u><br>パターンC: <u>掛かり増し補助</u>     |
| 設備性能<br>要件 | 工場単位：原則トップラ<br>ナー基準※1<br>設備単位：公募基準※2<br>※1トップラナー基準が定められてい<br>ない機器カテゴリは、「基準無し」<br>※2公募要綱にて定められたもの |   | A:技術評価委員会の<br>「先進設備」基準<br>B：なし<br>C：公募基準※2<br>D：公募基準※2 |
| 補助金の<br>上限 | 工場単位：1～15億円<br>設備単位：3,000万円                                                                      |   | A：15億円 B：15億円<br>C：1億円 D：1億円                           |



# 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

|        | (A)先進事業                                                                                                           | (B)オーダーメイド型事業                                                                                             | (C)指定設備導入事業                                                                                                                                                     | (D)エネマネ事業                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 概要     | 先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会で検討された要件を満たす「先進設備」を導入する事業                                                                     | 個別設計が必須となるオーダーメイド型の設備等を導入する事業                                                                             | 従来設備と比較して優れた省エネ性を有するユーティリティ設備、生産設備を更新する事業                                                                                                                       | エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約しEMS制御等により省エネを図る事業<br>※左記 (A) ~ (C) の設備導入事業との組み合わせも可能 |
| 申請要件   | 高い省エネ効果と、技術的先進性を有し、かつ、市場における導入ポテンシャルが大きいと認められる設備を導入する事業<br>①省エネ率:30%以上<br>②省エネ量:1,000kl以上<br>③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 | 事業所単位において、原油換算量ベースで、 <del>※下要件のいずれかを</del> 満たす事業<br>①省エネ率:10%以上<br>②省エネ量:700kl以上<br>③エネルギー消費原単位改善率:7%以上   | 既設設備を一定以上の省エネ性能の高い設備に更新する事業<br>①高効率空調②産業ヒートポンプ③業務用給湯器④高性能ボイラ⑤変圧器⑥高効率コージェネレーション⑦低炭素工業炉⑧冷凍冷蔵設備⑨産業用モータ⑩その他（生産設備等）<br>（例）工作機械（レーザ加工機）、プラスチック加工機械（射出成形機）、プレス機械、印刷機械等 | 事業所単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで、省エネ率2%以上を満たす事業                   |
| 補助対象経費 | 設計費、設備費、工事費                                                                                                       | 設計費、設備費、工事費                                                                                               | 設備費のみ                                                                                                                                                           | 設計費、設備費、工事費                                                                     |
| 補助率    | 中小企業者等:2 / 3 以内<br>大企業※1:1 / 2 以内<br>※指定設備については掛かり増し経費分を補助                                                        | 中小企業者等:1 / 2 以内<br>大企業※1:1 / 3 以内<br>※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業者等1/3以内、大企業1/4以内<br>※指定設備については掛かり増し経費分を補助        | 掛かり増し経費分に対する補助※2                                                                                                                                                | 中小企業者等:1 / 2 以内<br>大企業※1:1 / 3 以内                                               |
| 補助金限度額 | 【上限額】15億円/年度<br>【下限額】100万円/年度<br>※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円                                                         | 【上限額】15億円/年度<br>【下限額】100万円/年度<br>※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、10億円。ただし、②の要件を満たす「大規模事業」については20億円、「連携事業」については30億とする。 | 【上限額】1億円/年度<br>【下限額】30万円<br>※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、3億円                                                                                                             | 【上限額】1億円/年度<br>【下限額】100万円/年度<br>※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円                         |

※1 大企業については、省エネ法におけるSクラス事業者又はベンチマーク目標達成に向けて取り組む事業者であること等を申請の要件とする。

※2 市場に普及している標準的な設備の導入費用と、支援対象となる省エネ設備の導入費用の差額を補助。

# ◆掛かり増し補助とは

[掛かり増し経費文意に対する補助]

**「一般的な性能の機種」と、「高効率な機種」との  
価格差[定価]を全額補助**するということ。差額は任意の定額が  
公募要綱で定められる予定。[実際の製品ごとの価格差ではない]

## <想定例>

### ・空調設備の場合

- ①一般の機種と高効率機種の価格差[定価]を10,000円/kW[出力]  
とする
- ②導入する高効率機種の出力[能力]合計が28kWとする
- ③補助額 = 「①」 × 「②」 = 28万円

※①の金額は説明のための仮定の金額です。実際の額については公募要綱をご  
確認ください。

# 申請要件【省エネ】

## 「①エネルギー使用合理化等事業者支援事業」

参考：令和2年度事業

| Ⅰ.工場・事業場単位                                                                                                                        |                                                                                                                                                                               |                                                                                     |                                                                                                         | Ⅱ.設備単位                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請要件                                                                                                                              | (a) 一般事業                                                                                                                                                                      | (b) 大規模事業                                                                           | (c) 連携事業                                                                                                | (d) エネマネ事業                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                   | 省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」という)の新設により、原油換算量ベースで<br><b>省エネルギー率</b><br><b>5%以上</b> 又は<br><b>エネルギー消費原単位改善率</b><br><b>5%以上</b> (注)<br>のいずれかを達成する事業 | 省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算量ベースで<br><b>省エネルギー率</b><br><b>500kl以上</b><br>を達成する事業 | 複数の事業者間において、生産設備の統合やユーティリティの共有によるエネルギーや生産品等の相互融通等により、一体となって<br><b>省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のいずれかを満たす事業</b> | SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、<br><b>EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果により、原油換算量ベースで</b><br><b>省エネルギー率</b><br><b>2%以上</b><br>を達成する事業 |
| <p>一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業</p> <p>対象設備</p> <p>高効率空調 産業ヒートポンプ 業務用給湯器</p> <p>高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉</p> <p>変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ</p> |                                                                                                                                                                               |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
| 補助率                                                                                                                               | 中小企業者等<br>※1                                                                                                                                                                  | <b>1/3以内</b>                                                                        | <b>1/2以内</b><br>※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内                                                                    | <b>1/2以内</b>                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                                   | 大企業<br>(みなし大企業を含む)<br>※2                                                                                                                                                      | <b>1/4以内</b>                                                                        | <b>1/3以内</b><br>※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内                                                                    | <b>1/3以内</b>                                                                                                                                                           |
| 補助対象経費                                                                                                                            | 設計費、設備費、工事費                                                                                                                                                                   |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
| 補助金限度額<br>※3                                                                                                                      | 【上限額】 <b>3億円/年度</b>                                                                                                                                                           |                                                                                     | 【上限額】 <b>15億円/年度</b> ※4                                                                                 | 【上限額】 <b>1億円/年度</b>                                                                                                                                                    |
|                                                                                                                                   | 【下限額】 <b>100万円/年度</b>                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
| 補助率                                                                                                                               | 中小企業者等<br>※1                                                                                                                                                                  | <b>1/3以内</b>                                                                        |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                   | 大企業<br>(みなし大企業を含む)<br>※2                                                                                                                                                      | 対象外                                                                                 |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
| 補助対象経費                                                                                                                            | 設備費のみ                                                                                                                                                                         |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
| 補助金限度額                                                                                                                            | 【上限額】 <b>3,000万円</b>                                                                                                                                                          |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                   | 【下限額】 <b>30万円</b>                                                                                                                                                             |                                                                                     |                                                                                                         |                                                                                                                                                                        |

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー使用量が増加する事業に限る。

※1 中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の従業員が300人以下の法人。

※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※3 省エネルギー設備導入事業とエネマネ事業を組み合わせる場合、事業全体の補助金上限額は、省エネルギー設備導入事業とエネマネ事業それぞれの上限額の合計額となる。

※4 事業規模が大きく単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は、(a)10億円、(b)20億円、(c)30億円、(d)1億円とする。

出典：環境共創イニシアチブ 25





# 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

## ▶ (A)先進事業：旧「Ⅰ工場単位[a]」+旧「Ⅱ設備単位」

先進性は問われるが、事業場全体の省エネでなくてよい

## ▶ (B)オーダーメイド型事業：旧「Ⅰ工場単位[a]+[c]」

旧「工場単位」の申請に最も近い形。ただし汎用機器は申請不可とみられる

## ▶ (C)指定設備導入事業：旧「Ⅱ設備単位」

旧設備単位と基本的に変わらないが、補助額の算定方法が変更、大企業の申請が可能になる見通し。

## ▶ (D)エネマネ事業：基本的に変更なし

# 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

## 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和3年度予算案額 83.9億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。
- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援  
需給一体型を目指したZEHモデルや、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- ③ 次世代省エネ建材の実証支援  
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します

#### 成果目標

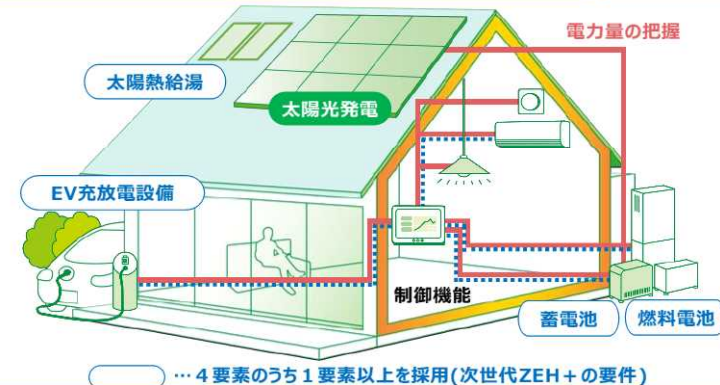
- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 令和12年度までに新築住宅の平均でZEHの実現と新築建築物の平均でZEBの実現を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

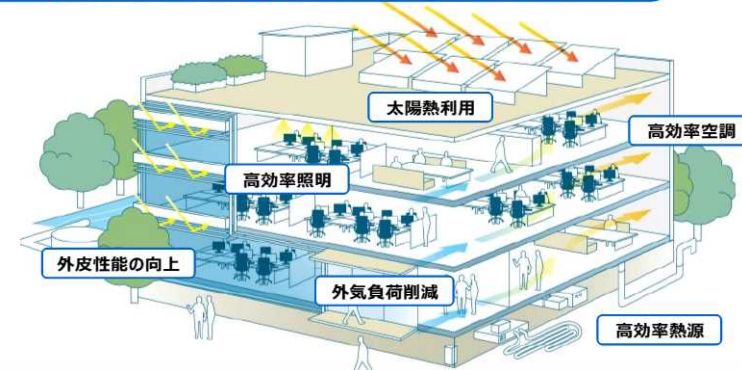


### 事業イメージ

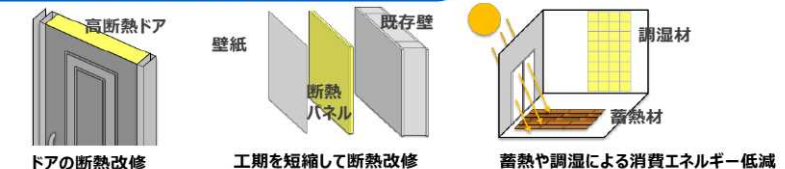
#### ① 需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ



#### ② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ



#### ③ 次世代省エネ建材の実証のイメージ





# 既存建築物省エネ化推進事業

令和3年度概算要求：環境・ストック推進事業 74.94億の内数

## 既存建築物省エネ化推進事業

~~令和2年度予算：環境・ストック活用推進事業 90.7億円の内数~~

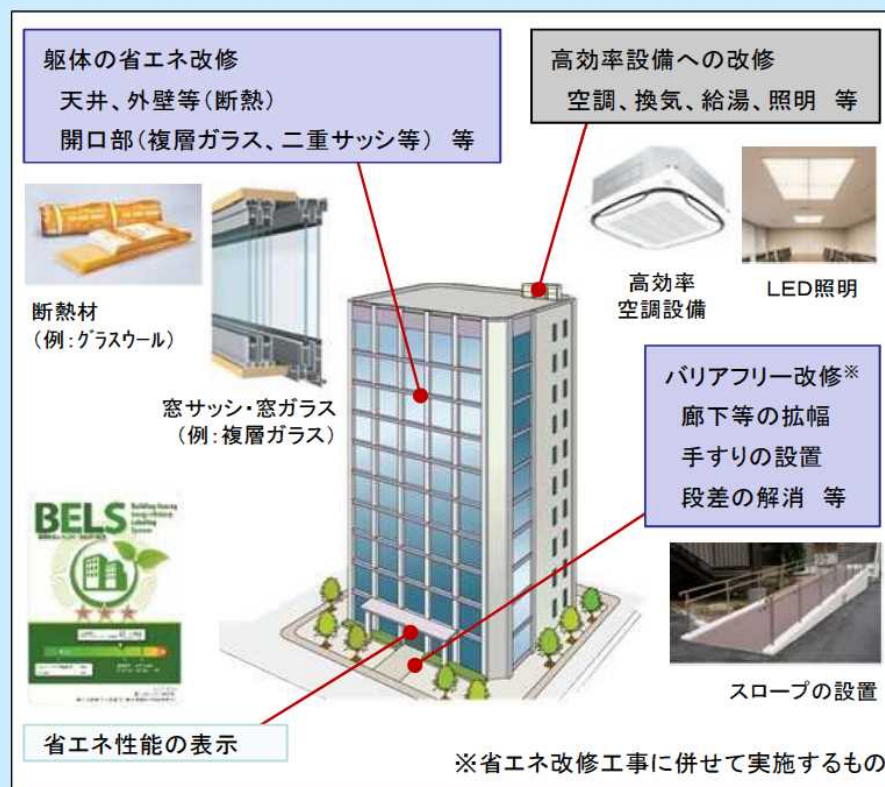
別紙1

### 【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすること等を要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等が促進することを期待

### 【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



### 【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること  
(ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上)
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 省エネ性能を表示すること
- ⑤ 事例集への情報提供に協力すること 等

### 【補助額・スケジュール等】

＜補助対象＞ (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

＜補助率＞ 補助対象工事の1/3

＜限度額＞ 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

＜事業期間＞ 原則として当該年度に事業が完了

＜募集予定＞ 第1回目：4月上旬～



# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

## 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和3年度予算（案） 4,000百万円（新規）】

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。  
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

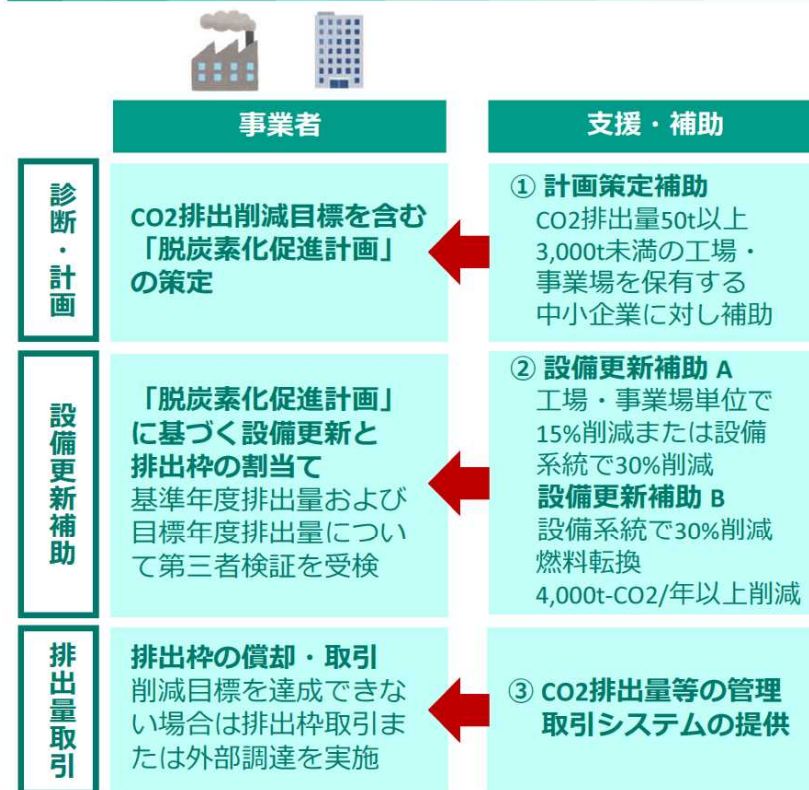
### 2. 事業内容

- ① 脱炭素化促進計画の策定支援 (補助率: 1/2、補助上限 100万円)  
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② 設備更新に対する補助 (補助率: 1/3)  
設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限1億円)  
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減  
設備補助 B. i)~iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限5億円)  
i) ガス化または電化等の燃料転換  
ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減  
iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ CO2排出量の算定・取引、事例分析  
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①~②間接補助事業 (①補助率1/2、②補助率1/3)、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話: 03-5521-8354 FAX: 03-3580-1382



# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

(経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)



【令和3年度予算(案) 6,000百万円(5,400百万円)】

【令和2年度3次補正予算(案) 5,500百万円】



業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 業務用建築物におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大
- ② 2030年度の業務その他部門からのCO2排出量約4割削減(2013年度比)に貢献
- ③ 気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

### 2. 事業内容

- (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業 (※他の(2)~(5)のメニューに優先して採択)  
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(地方公共団体庁舎等)において、脱炭素化と感染症対策を兼ね備えたレジリエンスを強化したZEBに対して支援。
- (2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携)  
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業(一部国土交通省連携)  
既存民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利用する空き家等の省CO2改修支援。
- (4) 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業  
国立公園内で宿舎事業を営む施設に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業(厚生労働省・国土交通省連携)  
上下水道・ダム施設における再エネ設備、省エネ設備等の導入・改修を支援。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(メニュー別スライドを参照。)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照。

### 4. 事業イメージ

#### (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す

(補助イメージ)



#### (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

設備改修等により既存建築物の省CO2化を推進する



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341



# ①レジリエンス強化型ZEB実証事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、  
**（１）レジリエンス強化型ZEB実証事業**



【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】

激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

## 1. 事業目的

- ①災害時にもエネルギー供給が可能となる先進的な脱炭素建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB）の実証を目指す。
- ②災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図る。

## 2. 事業内容

### （１）レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

○他の（２）～（５）のメニューに優先して採択する。

○補助対象建築物：災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）

○補助要件：水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること等

○以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・被災等により建替え・改修を行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

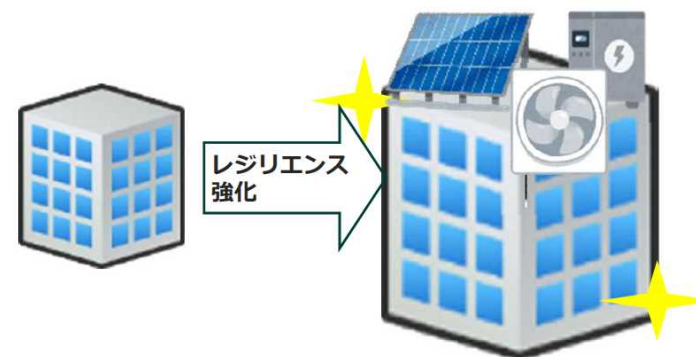
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、3/5、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

## 4. 補助対象

### （１）レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入によりZEBのレジリエンスを強化



『ZEB』 補助率2/3  
Nearly ZEB 補助率3/5  
ZEB Ready 補助率1/2

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



## ②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、  
(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）



【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】



業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ①先進的な業務用施設等(ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)) の実現と普及拡大を目指す。
- ②将来の新築建築物の平均におけるZEB化（2030年）を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

### 2. 事業内容

(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業  
(経済産業省連携)

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。また、感染症対策の観点から省エネ型の第一種換気設備を導入する場合や、需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合は審査段階において加点する。

○補助対象建築物：延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）※2,000㎡未満のZEB Readyは補助対象外

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、3/5）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

### 4. 補助対象

|                                     | 補助率等                                                                             |                                                                     |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 延べ面積                                | 新築                                                                               | 既存建築物                                                               |
| 2,000㎡未満                            | 『ZEB』 補助率 3/5<br>Nearly ZEB 補助率 1/2                                              | 『ZEB』 補助率3/5<br>Nearly ZEB 補助率1/2<br>ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外       |
| 2,000㎡<br>～<br>10,000㎡ <sup>2</sup> | ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外<br>2,000㎡～10,000㎡ 補助率 1/3                               | 地方公共団体のみ対象<br>『ZEB』 補助率3/5<br>Nearly ZEB 補助率1/2<br>ZEB Ready 補助率1/3 |
| 10,000㎡ <sup>2</sup> 以上             | 地方公共団体のみ対象<br>『ZEB』 補助率3/5<br>Nearly ZEB 補助率1/2<br>ZEB Ready・ZEB Oriented 補助率1/3 |                                                                     |

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



# ③既存建築物における省CO2改修支援事業(一部国土交通省連携)

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、

## （３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）



【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2化を促進し、普及拡大を目指す。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化促進を促し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

### 2. 事業内容

（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）

①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

※①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。【補助率：1/2】

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

### 4. 補助対象

|                         | 補助申請者                 | 補助対象経費                    | 補助要件                                                   |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------|
| (1)民間建築物等における省CO2改修支援事業 | 建築物を所有する民間企業等         | CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 | ・既存建築物において30%以上のCO2削減<br>・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築 |
| (2)テナントビルの省CO2改修支援事業    | テナントビルを所有する法人、地方公共団体等 | CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）  | ・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減<br>・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結  |
| (3)空き家等における省CO2改修支援事業   | 空き家等を所有する者            | CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）  | ・空き家等において15%以上のCO2削減<br>・空き家等を改修し、業務用施設として利用           |

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

34





# 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、 （４）国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業



【令和3年度予算（案） 6,000百万円の内数（5,400百万円の内数）】



国立公園内宿舎施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ①国立公園内の宿舎事業施設の省CO2改修を促し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ②国立公園内の宿舎事業施設の脱炭素化を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

### 2. 事業内容

#### （４）国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

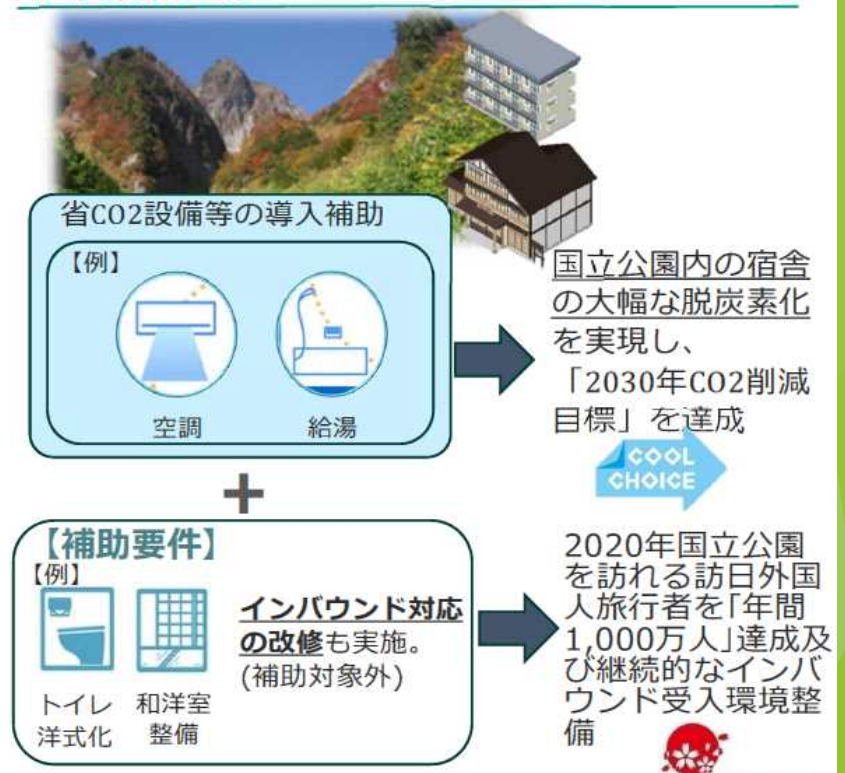
国立公園内宿舎は、自然条件が厳しい場所に多く立地し、冷暖房・空調等のエネルギー消費が多く、施設更新を迎える施設も多い。国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対する省CO2性能の高い機器等の導入に係る費用を支援。※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者）
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営むホテル、旅館等の施設
- 補助対象経費：再エネ設備、省CO2改修費用（設備費等）
- 補助対象要件：インバウンド対応改修（トイレ洋式化、和洋室等の整備、英語による案内表記、Wifi整備等）を併せて実施（※補助対象外）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278



# 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

## 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和3年度予算案額 **9.1億円（新規）**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部  
ガス市場整備室 03-3501-2963

### 事業の内容

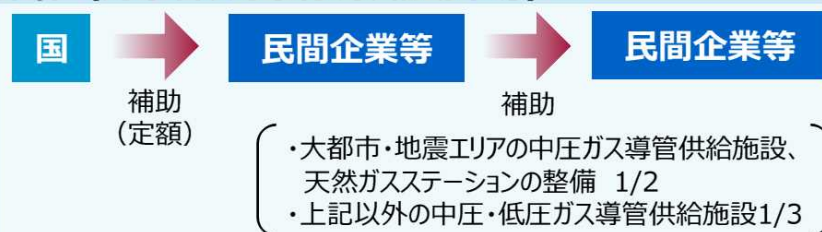
#### 事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

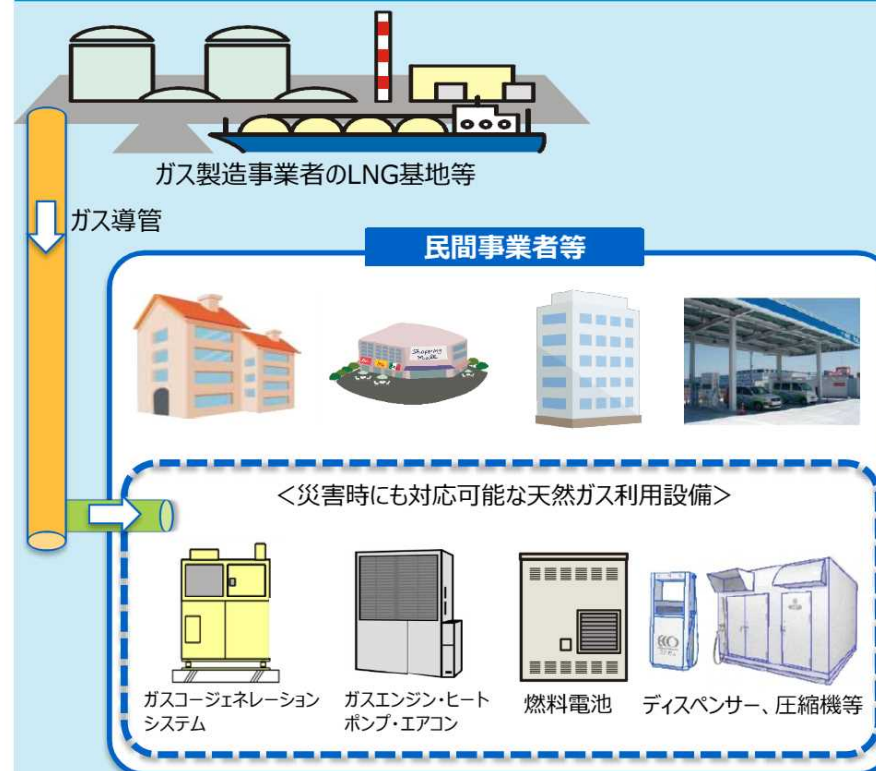
#### 成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和3年度までに52箇所、事業終了の令和7年度までに836箇所への設備導入を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ



#### ＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設・天然ガスステーション等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う民間事業者等。



# 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための 省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業

## 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和3年度予算(案) 7,300百万円 (7,300百万円)】

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

### 2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン(HCFC)や代替フロン(HFC)が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCはモントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

自然冷媒への直接の転換が十分に進めば、将来的な脱フロン・低炭素化が一層進展・加速するとともに、民間資金の二重投資を回避することが可能。

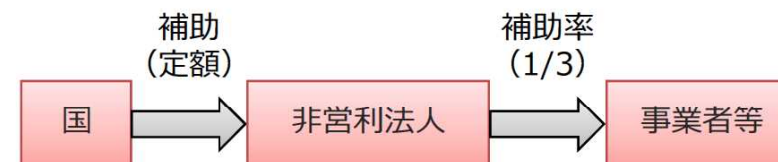
そのため、コロナ後の社会において、食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率1/3)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

### 4. 事業イメージ

#### 【事業スキーム】



(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話: 03-5521-8329



# 廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業

## 廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業（一部農林水産省連携事業）



【令和3年度予算（案） 1,391百万円（1,281百万円）】



廃熱・未利用熱等を有効活用し、地域の脱炭素社会づくり・分散型エネルギー活用を推進します。

### 1. 事業目的

- ① 廃熱・未利用熱・地中熱等を有効活用し、脱炭素化に向けた社会システムのモデルケースを創出する。
- ② 農林水産業等地域産業の活性化につながる、地域特性を活かしたエネルギー利用及び地域連携によるCO2削減対策を推進する。

### 2. 事業内容

本事業では、社会実装につながる先進的な地域の未利用資源（廃熱・未利用熱等）の活用システムや高効率エネルギー供給システム等を構築する設備（（1）～（5））に対し、必要な設備等の経費を支援します。また、既往の事例を取りまとめた上で、地域の廃熱・未利用熱等の利活用を広げていく方策を検討します。

#### ■補助事業

- （1）熱利用設備の低炭素・脱炭素化促進事業  
（補助率：分析支援は定額、設備導入で民間事業者等は1/3、中小企業等は1/2）
- （2）地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業  
（補助率：都道府県・政令市・民間事業者等は1/2、市町村・中小企業等は2/3）
- （3）地域熱供給促進支援事業（補助率：1/2）
- （4）低炭素型の融雪設備導入支援事業  
（補助率：都道府県・政令市・民間事業者等は1/2、市町村・中小企業等は2/3）
- （5）営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業（補助率：1/2）

#### ■委託事業

地域未利用熱資源等の利活用方策検討事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、2/3、定額）、委託事業
- 補助対象、委託先 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度（一部令和5年度まで）

### 4. 事業イメージ



事業所のボイラー熱などの廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより更なるCO2排出削減を実現。

地中熱や下水熱等を取り出し、融雪のほか、建物の冷暖房に活用することによりCO2排出削減を実現。また、ヒートアイランド現象の抑制にも貢献。

農地等周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への電力供給

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

## 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度予算（案） 5,000百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算（案） 5,500百万円】



環境省

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

### 1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

### 2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

（注）共同申請する民間事業者も同様。

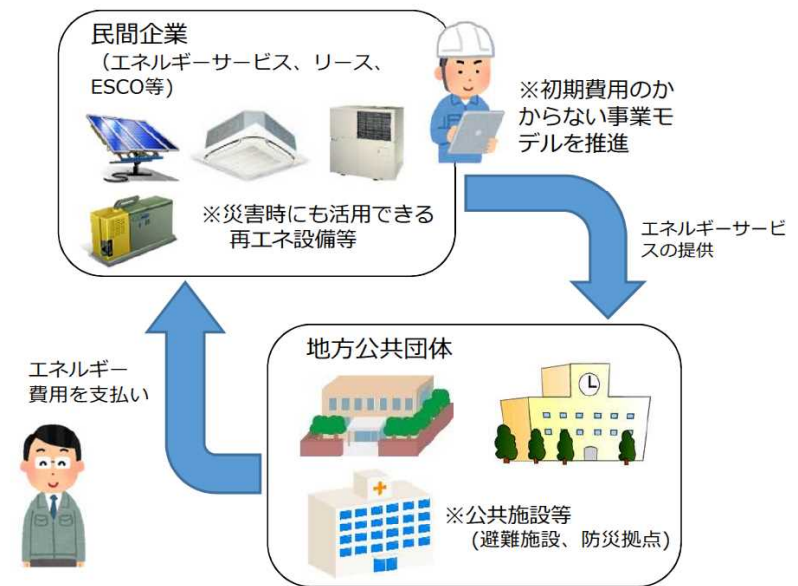
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 支援対象



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233

39





# PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

## PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・経済産業省 連携事業)



【令和3年度予算(案) 5,000百万円(4,000百万円)】

【令和2年度3次補正予算(案) 8,000百万円】



再エネ・蓄電池の導入及び価格低減促進と調整力の確保等により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に図ります。

### 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等の新手法による再エネ・蓄電池導入を支援し、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化を図る。
- ・ 公共施設やその他の需要側設備等のエネルギー需要を遠隔制御することにより、変動制再エネ(太陽光、風力等)に対する地域の調整力向上を図る。
- ・ デジタル分野の主要排出減であるデータセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を促進する。

### 2. 事業内容

- (1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業
- (2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
  - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業
  - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (4) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業
- (6) データセンターの脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

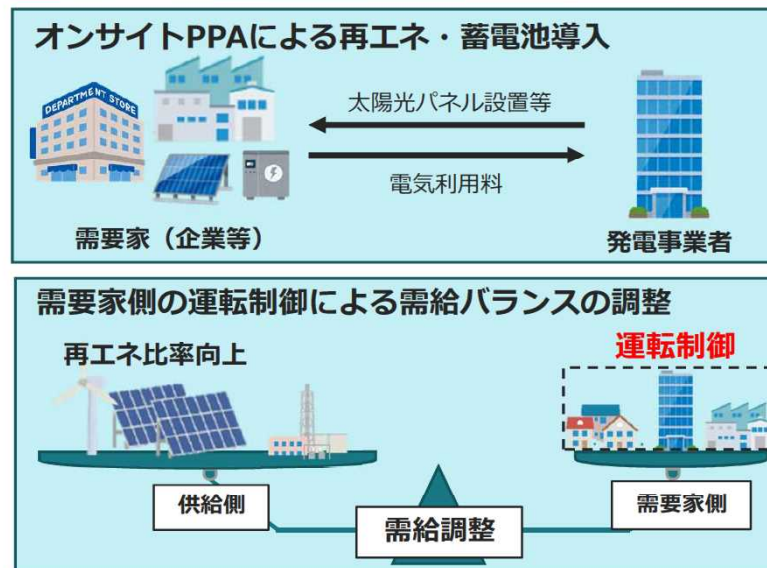
\* EVについては、(1)・(2)-1-①・(2)-2・(3)・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

\* 継続分を除く事業は組み合わせて行う事も可能

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 3/4、2/3※、1/2※、1/3)(※一部上限あり) / 委託事業
- 委託・補助先 地方自治体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(3) 令和2年度～令和6年度、(4)・(5)・(6) 令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 03-5521-8339

40





# PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (4)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

## PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業



太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムへの支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 1. 事業目的

- 脱炭素化の推進や防災に資する、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムのオンサイトPPAモデル等による設備導入等を支援することで、設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成と災害時のレジリエンス向上を目指す。

### 2. 事業内容

太陽光発電による電力の自家消費を促進するためには、蓄電池を効果的に活用することが重要であり、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す取組みを促進する必要がある。災害時等においても電力供給可能な太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステム等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元するとともに、当該還元について公表する事業者に対して支援を行う。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ①集合住宅・業務・産業用途（太陽光発電設備10kW以上の場合）  
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ②戸建て住宅等用途（太陽光発電設備10kW未満の場合）  
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。（補助）
- ③ストレージパリティ達成のための課題分析及び解決手法の調査・検討を行う。（委託）

### 3. 事業スキーム

#### ■ 事業形態

間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW、蓄電池 定額：2万円/kWh又は6万円/kW、工事費の一部）／委託事業  
\* EVを購入により導入する場合には、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



#### 需要家（企業等）

- ・再エネ電気を購入
- ・電力使用分のみ支払い
- ・長期固定価格
- ・電気代上昇リスク低減
- ・RE100に活用可能

太陽光パネル  
設置等

電気利用料  
(利用料の低減等により  
需要家が裨益)



#### 発電事業者

- ・設備設置の費用負担
- ・設備の維持管理
- ・利用料の低減等の公表

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

41



# PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち (5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

## PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5)再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業



再エネ主力化に向けて、価格低減効果が期待される手法による再エネ設備の導入を支援します。

### 1. 事業目的

- ・ 長期かつ低廉な価格の太陽光発電の供給を促進します。
- ・ 建物屋根上や空き地以外の場所（カーポート等）を活用した需給一体型の太陽光発電設備の設置を促進します。
- ・ 再生可能エネルギー設備の価格低減を促進します。

### 2. 事業内容

#### ①オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業

オフサイトコーポレートPPAにより太陽光発電による電力を供給する事業者に対して、匿名にて価格構造、契約に係る情報（個人情報を除く）の公表に同意することを条件として、設備等導入支援を行う。

#### ②太陽光発電設備の設置箇所拡大

建物屋根上や空き地以外の場所（カーポート等）を活用した需給一体型の太陽光発電設備の設置について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに関し設備等導入の支援を行う。蓄電池を導入する場合には、当該蓄電池についても補助対象とする。

#### ③再生可能エネルギーの価格低減促進

FITの対象とされている電源（太陽光発電を除く。自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ電源に限る。）について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに関し計画策定、設備等導入支援を行う。

再生可能エネルギー熱利用設備について、当該設備の費用対効果が従来設備の費用対効果（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定割合以上低いものに限り計画策定、設備等導入支援を行う。

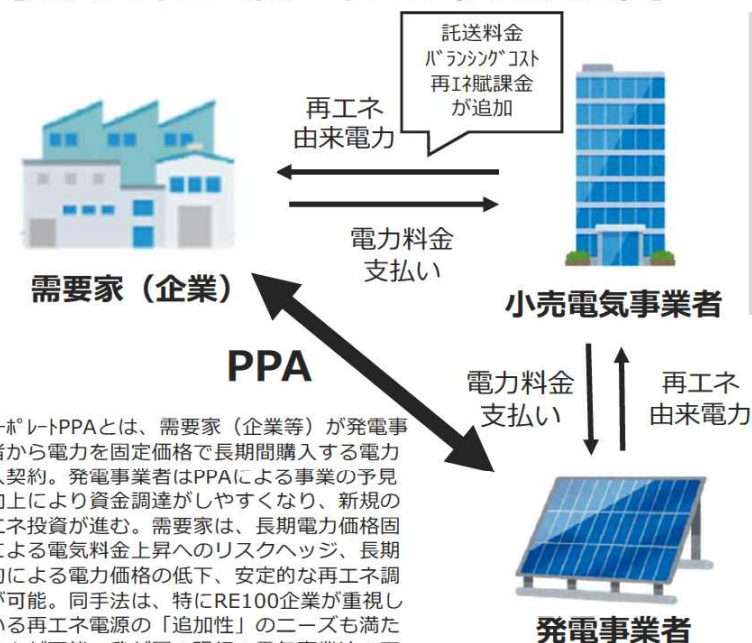
#### ④再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入について調査・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3）  
④：委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 ①：令和3年度  
②、③、④：令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ

#### 【オフサイトコーポレートPPA（国内の場合）】



※コーポレートPPAとは、需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する電力購入契約。発電事業者はPPAによる事業の予見性向上により資金調達がしやすくなり、新規の再エネ投資が進む。需要家は、長期電力価格固定による電気料金上昇へのリスクヘッジ、長期契約による電力価格の低下、安定的な再エネ調達が可能。同手法は、特にRE100企業が重視している再エネ電源の「追加性」のニーズも満たすことが可能。我が国の現行の電気事業法の下では、一般の企業が発電事業者と直接PPAを結ぶことはできないが、小売電気事業者を介した3者間のPPAは可能。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339

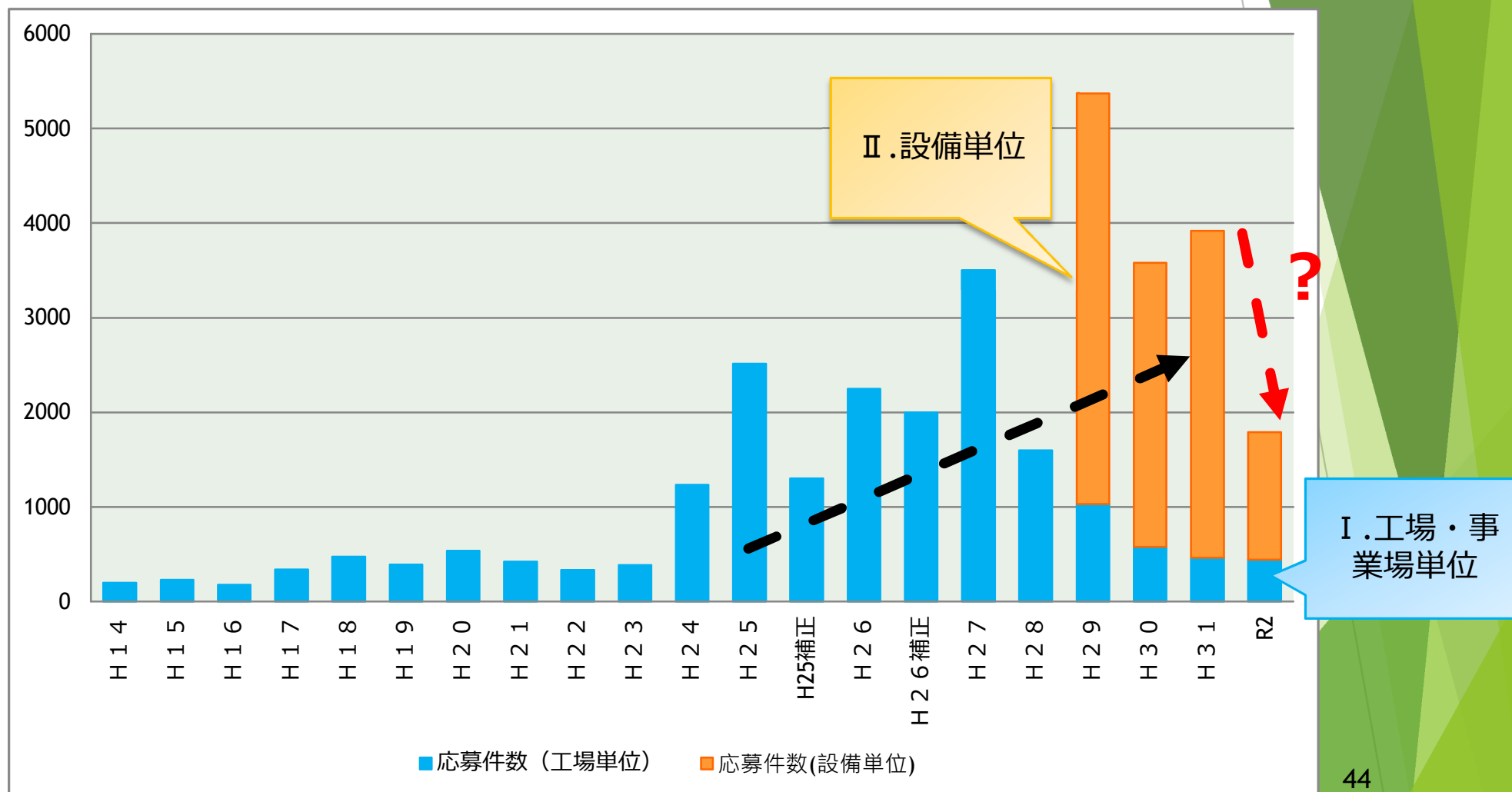
# エネルギー使用合理化事業の 傾向と対策

エネルギー使用合理化事業の公募分析を通して、傾向  
と対策をお話しします。



# 応募件数(工場・事業場単位)

平成28年以降、応募件数が大幅に減っているように見えるが、「設備単体」(併設されている補助金)の申請数と合わせると省エネ補助金全体としては増加傾向に変わりはない。



# 令和2年度 事業区分別 採択結果

昨年は  
465件

今年は採択率が  
高くなった

## < 1. 事業区分別 申請・採択結果概要 >

|             | 申請件数   | 採択件数   | 採択率   | 採択金額合計 | 計画省エネ量     |
|-------------|--------|--------|-------|--------|------------|
| I. 工場・事業場単位 | 446件   | 360件   | 80.7% | 82.8億円 | 86,572.8kl |
| II. 設備単位    | 1,346件 | 1,035件 | 76.9% | 40.0億円 | 11,460.5kl |

※「計画省エネ量」は、採択事業の合計値

激減！昨年は  
3,453件

平年並み

**申請数の大幅減により、採択率が高くなった！**

45

出典：環境共創イニシアチブ



# I .工場・事業場単位 のデータ分析

# 令和2年度 事業区分別 採択結果

昨年は5.7kl/千万円

## <2. 事業区分別 採択事業概要>

|            | 平均省エネ率 | 平均省エネ量  | 平均<br>経費当たり省エネ量 |
|------------|--------|---------|-----------------|
| I.工場・事業場単位 | 21.6%  | 240.5kl | 9.4kl/千万円       |

昨年は23.4%

49

出典：環境共創イニシアチブ

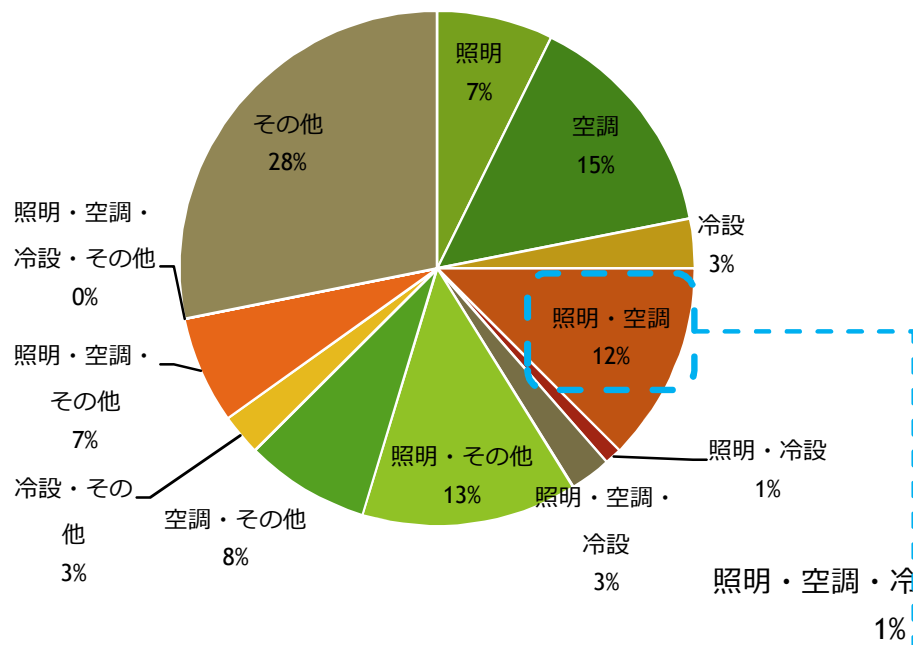




# 設備種類別採択比率(エネマネ申請除く)

H31 (工場単位)

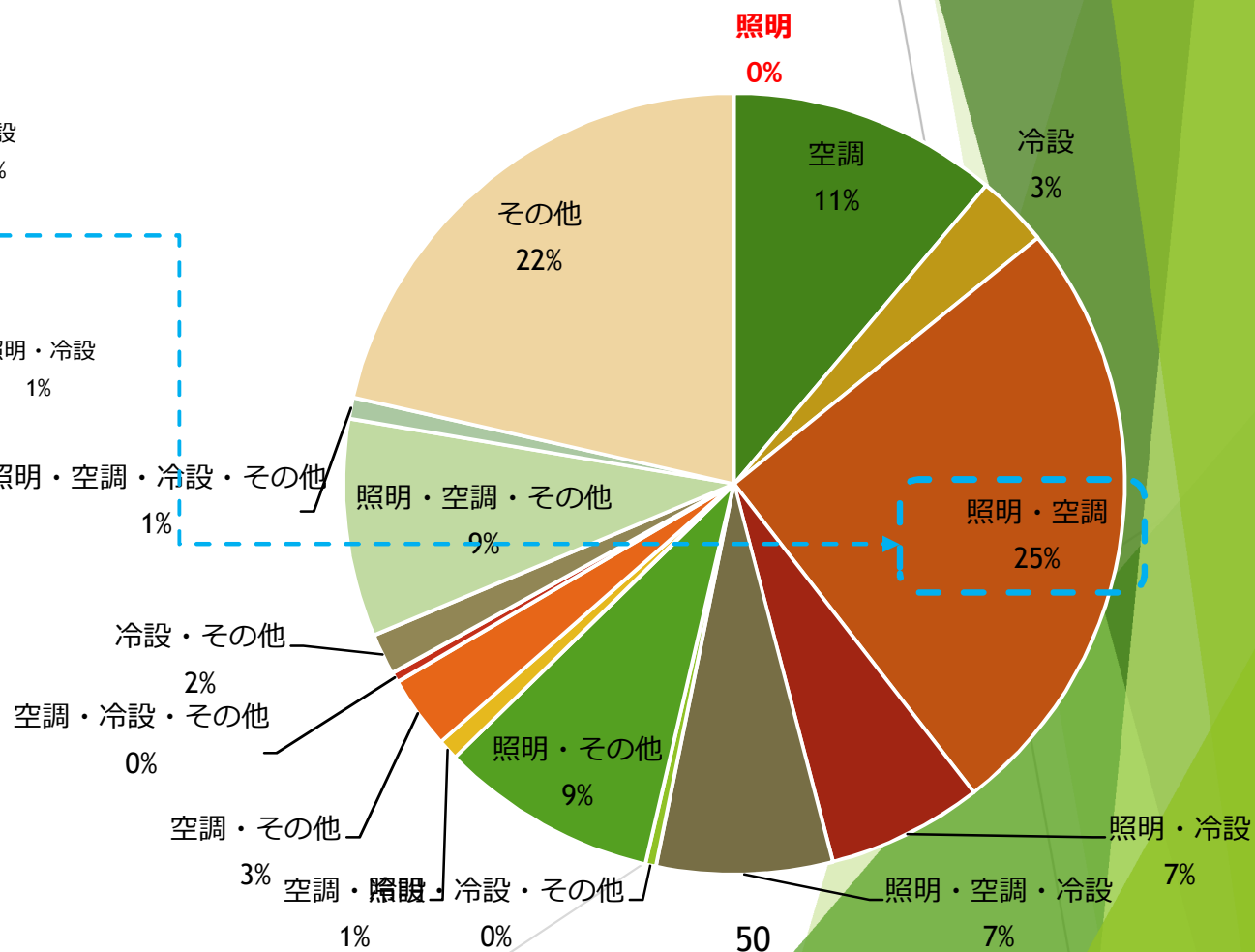
設備別 採択比率



照明の申請に制限がかかり、  
設備構成に変化が生じた。

R2 (工場単位)

設備別 採択比率



## Ⅱ.設備単位の詳細分析

エネルギー使用合理化事業における当申請区分は、工場・事業場単位とは異なる特徴があり、これをうまく利用することが大切です。



## Ⅱ．設備単位 H31採択事業概要

設備ごとの採択率に  
差異が少ない

|          | 申請件数 | 採択件数 | 採択率    | 平均<br>省エネ率 | 平均<br>省エネ量 | 経費当たり省エネ量<br>(kl/千万円) |
|----------|------|------|--------|------------|------------|-----------------------|
| 高効率空調    | 849  | 641  | 75.5%  | 44.2%      | 9.9kl      | 9.8kl/千万円             |
| 産業ヒートポンプ | 0    | 0    | -      | -          | -          | -                     |
| 業務用給湯器   | 9    | 6    | 66.7%  | 21.1%      | 18.2kl     | 12.3kl/千万円            |
| 高性能ボイラ   | 244  | 200  | 82.0%  | 5.6%       | 10.2kl     | 9.7kl/千万円             |
| 高効率コジェネ  | 1    | 1    | 100.0% | *          | *          |                       |
| 低炭素工業炉   | 20   | 15   | 75.0%  | 32.8%      | 56.8kl     | 25.2kl/千              |
| 変圧器      | 104  | 81   | 77.9%  | 40.2%      | 3.9kl      | 8.2kl/千               |
| 冷凍冷蔵設備   | 109  | 86   | 78.9%  | 27.1%      | 18.8kl     | 19.5kl/千万円            |
| 産業用モータ   | 68   | 57   | 83.8%  | 7.1%       | 3.7kl      | 7.2kl/千万円             |

空調とボイラー  
で申請の81%  
を占める。

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ 高効率コジェネは採択件数が1件であるため非公開

# 省エネルギー投資の事例

53



● 省エネルギー経営のコンサルティング

株式会社 Earth Tone Consulting  
アーストーンコンサルティング

Copyright © Earth Tone Consulting. All Rights Reserved.



# 事例 1 食品製造業

## <概要>

| 項目     | 内容                                |
|--------|-----------------------------------|
| 業態     | 加工食品[海産物]                         |
| 場所     | 大分県                               |
| 対象設備   | 冷凍機                               |
| ファイナンス | 自己資金                              |
| 補助事業   | 令和2年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金[工場・事業場単位] |

# 事例 1 食品製造業

## <省エネ効果/費用対効果>

|                     | 導入前       | 導入後     | 削減量(料) | 削減率   |
|---------------------|-----------|---------|--------|-------|
| ■設備投資額              | 1億8,100万円 |         |        |       |
| ■補助額                | 2,660万円   |         |        |       |
| ■エネルギー消費量(年)        | 634kl     | 557kl   | 77.5kl | 12.2% |
| ■ランニングコスト(年)        | 4,400万円   | 3,550万円 | 850万円  | —     |
| ■投資回収年数<br>(補助事業なし) | 2 1 年     |         |        |       |
| ■投資回収年数<br>(補助事業あり) | 1 8 年     |         |        |       |

## 事例 2 電子部品・デバイス・電子回路製造業

### <概要>

| 項目     | 内容                                |
|--------|-----------------------------------|
| 業態     | 自動車部品製造                           |
| 場所     | 新潟県                               |
| 対象設備   | 空調、照明                             |
| ファイナンス | 自己資金                              |
| 補助事業   | 令和2年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金[工場・事業場単位] |



# 事例 2 電子部品・デバイス・電子回路製造

## <省エネ効果/費用対効果>

|                     | 導入前     | 導入後    | 削減量(料) | 削減率   |
|---------------------|---------|--------|--------|-------|
| ■設備投資額              | 3,850万円 |        |        |       |
| ■補助額                | 810万円   |        |        |       |
| ■エネルギー消費量(年)        | 38.6kl  | 23.6kl | 15kl   | 38.9% |
| ■ランニングコスト(年)        | 490万円   | 250万円  | 240万円  | —     |
| ■投資回収年数<br>(補助事業なし) | 1 6 年   |        |        |       |
| ■投資回収年数<br>(補助事業あり) | 1 2 年   |        |        |       |

# 省エネルギー計算について

省エネルギー計算の留意点を説明します。

# 省エネルギー計算（Ⅱ.設備単位）

計算方法は「2パターン」から選択できる。「指定計算」は楽だが、空調など負荷変動が大きな設備は「独自計算」が無難

## <計算方法の種類とその概要>

| 計算方法 | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定計算 | 補助事業ポータル内の自動計算機能を利用して計算する方法。<br><b>S I Iが指定する計算式とS I Iが指定する標準的な数値テーブル</b> (負荷率等)を用い、事業所の住所や設備の設置年・稼働時間、製品カタログ等の値を入力することで、省エネルギー量計算ができます。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 独自計算 | <b>事業者が計算式や使用する数値を独自に設定</b> して省エネルギー量を計算する方法。<br>事業者が自らこの方法を選択する場合のほか、導入する設備区分により、指定計算が使用できない場合は独自計算を使用する必要があります。<br><br>本事業では、一部の設備区分については計算をサポートする為のEXCELフォーマット「 <b>S I I独自計算フォーマット</b> 」を提供いたします。必要に応じて活用してください。<br>この場合、指定計算と同様、カタログ等から把握できる「仕様・能力」、及び任意で設定可能な負荷率、稼働時間等から省エネルギー量を計算します。<br><br>※計算手順、及び用いた値の根拠を示す証憑の提出が必要。<br>※別冊「設備別 省エネルギー量計算の手引き」に記載している計算式の考え方を参考として用いても良い。 |



# 省エネルギー計算の留意点（Ⅱ.設備単位）

導入後計測を行うため、省エネルギー計算の精度が求められる。負荷の変動が大きな設備にて「指定計算」を行う場合は一定の判断が必要。

## 【指定計算】

計算を簡単に行うことができるが、**計算のブレが大きい**。削減量が多く出る傾向にある。特に空調など負荷変動があるもの。

## 【独自計算】

完全な独自計算。計算方法や必要な情報を自身で収集し、計算様式を作成する必要がある。上級者向け。

# 省エネルギー計算の留意点（Ⅱ.設備単位）

（公募要綱より抜粋）

本補助金は、成果報告時に申請時点の計画省エネルギー量が達成できなかった場合、補助金の返還を求める場合があります。

「指定計算」を用いた場合でも、計算結果は申請事業者にもっていただくこととなります。そのため、実現性の高い省エネルギー量で申請するために、算出された省エネルギー量の達成に不安要素（未達成になる可能性）がある場合は、省エネルギー量（原油換算）の算出後に、設備別に計算裕度を任意に設定してください。

なお、「指定計算」で計算された省エネルギー量の達成が裕度を考慮しても困難と判断される場合は、「独自計算」で申請を行ってください。

※計算裕度とは、運用実態や計算誤差を考慮して加味された安全率です。

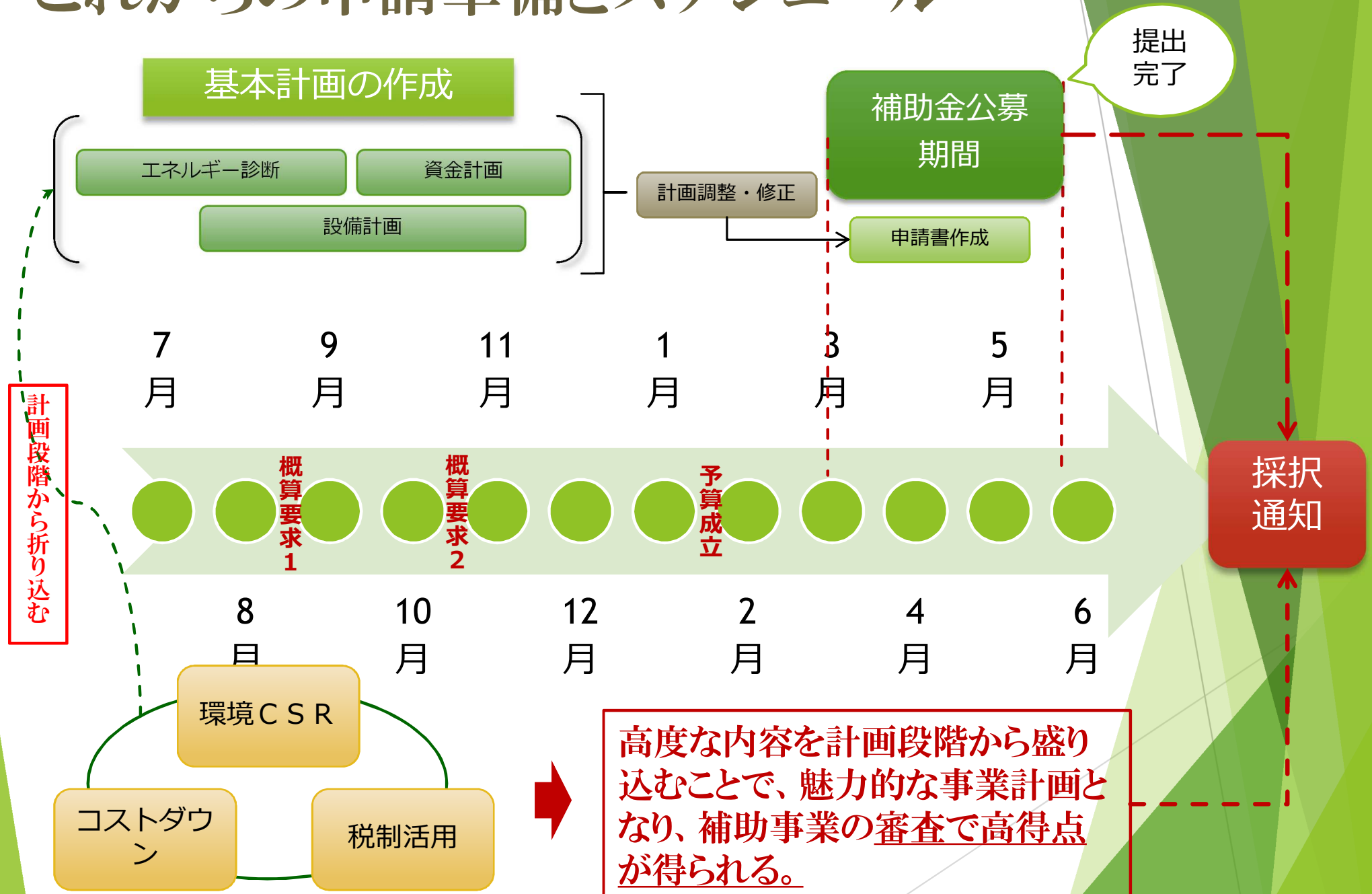
**システムで自動計算できるが、結果責任は負わないといけない。自動計算による省エネ量の妥当性判断を行う能力が必要となる。**

# 補助金活用のための 準備はできていますか？

補助事業で採択されるためにはコツがあります！意外と知られていませんが、事前準備が勝敗を大きく左右します。



# これからの申請準備とスケジュール

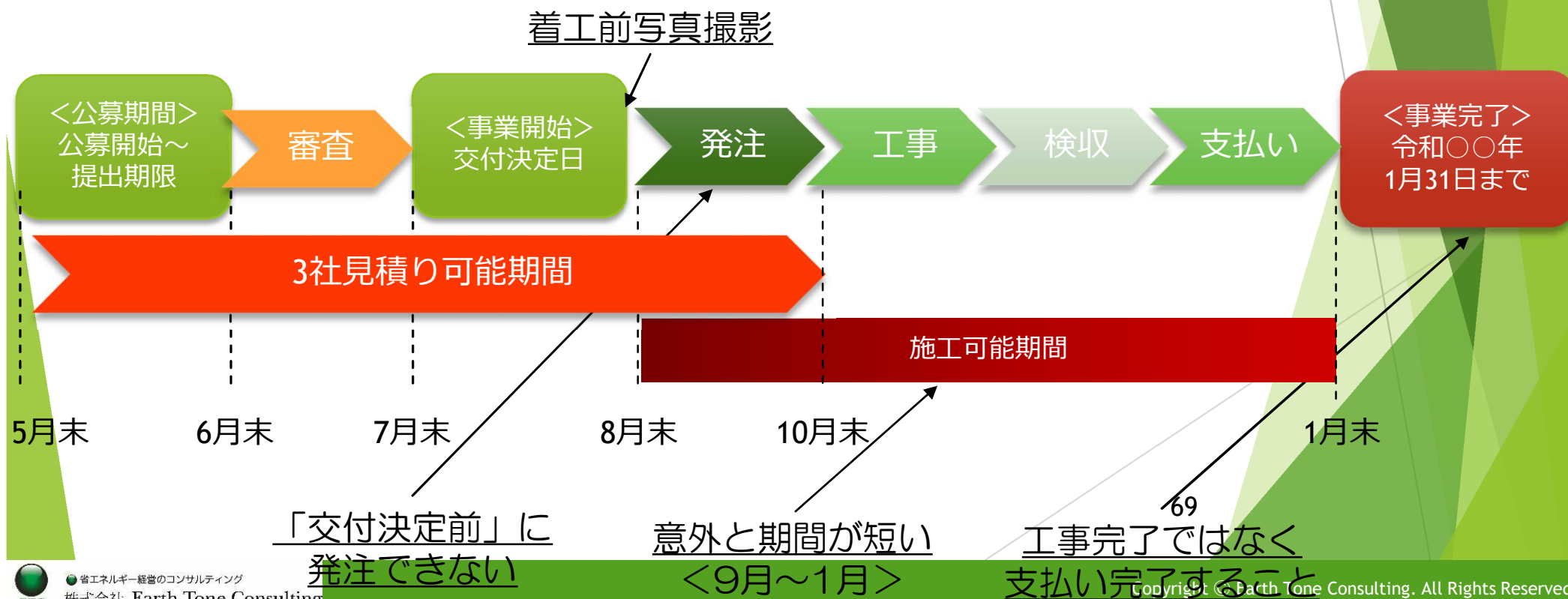


# 事業計画とスケジュール

～交付決定から事業完了まで～

## <事業期間>

交付決定前に契約や発注をすると、補助金の不正受給になるので注意。「事業完了」は支払いの完了を示す。



# 自社の基本情報を正確に把握する

■ 補助金の情報や更新設備の検討をする前に、自社の基本条件を正確に把握することが極めて重要です。この確認で補助事業を活用できるかのおおよその判断ができます。

<チェック項目の例>

- 建築物の分類    ■ 業種    ■ 企業の規模    ■ 工事内容    ■ 実施体制
- 資金計画    ■ 図面の有無（現状・既設の図面）    ■ 工事スケジュール

## ◆ チェックの際の留意点 ◆

「業種」や「企業の規模」（中小企業か大企業か）は業種分類や現在事項全部証明書などを参照して正確に判断する。図面の有無は、実際に図面を確認し、竣工図であることを見極める。



# 設備投資計画を作成する

補助事業等の活用を検討以前に、設備投資計画を作成し、吟味することが重要。これなくして補助事業活用の検討は無意味！

- ▶ エネルギーを多く消費している設備を洗い出す。
- ▶ そのうち更新時期に差し掛かっている機器を特定する。
- ▶ 技術的な課題を抽出する。
- ▶ 概算で事業予算を見積もる。
- ▶ 省エネルギー(コスト削減)効果を明らかにする。
- ▶ 投資回収年数、キャッシュフローを確認する。
- ▶ 工期の目安を確認する。
- ▶ その他考慮すべき事項がないか検討する。

# 事業予算を確保する

設備投資を行うにはキャッシュ(現金)が必要です。必要な事業費を社内で確保することが重要。

- ▶ 自社の直近の決算状況から考えて、設備投資が可能な状態か確認する。
- ▶ 利益は出ているか？
- ▶ キャッシュフローはプラスか？
- ▶ 生産設備など、優先度の高い設備投資が計画されていないか確認する。

# ファイナンスを検討する

自社の財務状況の応じて、資金調達の方法を検討する。資金調達の方法によって、資産管理、法人税などに影響があるので会計部門との調整が必要

- ▶ ① 100%自己資金で投資を行う
- ▶ ②銀行から借入れを行う
- ▶ ③リースを活用する
- ▶ ④割賦を活用する
- ▶ ⑤ESCO事業を活用する

③④⑤で補助事業を活用する場合はリース会社などとの共同申請になるので注意が必要。



# 社内のキーマンを押さえる

設備担当者の思いだけでは設備投資は実現できません。総務（会計）、サービス（現場）等、各部門のキーマンの協力を取り付けることが重要。



このような段階を経て、制度利用（補助事業等）の検討が可能になる。

# 関係者間の業務分担の明確化

**申請では複数の事業者が共同して作業を行う必要がある。それぞれの役割を明確にして作業を進めないとうまく進捗しない。**

以下項目について作業開始前に決定する。

- 自社が行う作業について  
(エネルギーデータ、決算書、登記簿の提出など)
- 販売会社が行う作業について  
(参考見積の提出、顧客提出資料の回収など)
- 工事会社が行う作業について  
(現地調査、更新前後図面作成、エネルギー計算など)
- その他関係者が行う作業について

# チームを編成する

## メンバーの候補（例）

- ・ゼネコン（新築の場合）
- ・専門工事会社（空調・照明・熱源関連・受変電設備などを工事する企業）
- ・設計士（新築の場合）
- ・エネルギーの専門家
- ・補助事業申請業務を行う者

特に重要

（原則社内担当者で対応、業務負担が多い場合はコンサルタントなどを活用する）

補助事業工事の実績が豊富で、組織的対応力のあるパートナーを見つけることが重要。

各専門家のチームワークが大変重要です。チーム編成と目標の共有化には時間がかかります。少なくとも補助事業申請の6ヶ月前には編成を行うことが理想的で



# 補助金を活用した設備投資のポイント

補助事業を活用した設備投資を効率的に行うためには、以下のようなことに留意する必要がある。

- ①活用する補助事業を絞る
- ②対象設備を絞る

活用する補助事業及び対象設備を絞ることで、事業計画を簡素化し効率的に準備を行うことができる。効率的に準備を行うことで、申請書の精度があがり、補助金採択の可能性が高まる。

# ①活用する補助事業を絞る

補助事業の種類は数多くあり、すべての事業情報を把握して準備をすることは不可能。民間企業の設備投資に有効活用できる補助事業は限られており、それらにターゲットを絞って計画すると効率的である。

ターゲットとする省庁を絞り、その中からさらに有望な補助事業を抽出する。

- 経済産業省  
数十の事業がある→数件に絞る
- 国土交通省  
数件の事業しかない→1～2件に絞る

汎用性が高く、事業予算が多い補助事業1件に絞るのが理想的。難しければ数件の事業を活用するが、3事業以内に数を絞ることが無難。

## ②対象設備を絞る

省エネルギー機器の種類は様々あるが、空調や照明など、どの業種・業態においても不可欠な設備に絞ることが重要。

申請する設備を絞り、提案内容及び申請内容の簡素化を行う。以下のような設備が候補として挙げられる。

- 空調（パッケージ、セントラル、ルーム等/GHP、EHP、吸収式等）
- 照明（LED、蛍光灯、メタルハライド等）
- 給湯（GHP、EHP、貫流ボイラーなど）

汎用性が高い一般的な設備に対象を絞ることが理想的。以上のような設備は建物全体に占めるエネルギー量が多く、省エネ効果が大きい。補助事業で採択される可能性が高いといえる。



# やってはいけない3カ条

**補助事業の採択後には入札があるということを前提として、施工会社にサポート依頼出来ることと、出来ないことを明確にする。**

- ▶ 補助事業採択前に契約(工事)しない！
  - ▶ 竣工図を信用して更新機種を選定しない！
  - ▶ 安易に省エネルギー計算を頼まない！
    - ・ 業種・業態でエネルギー構成が異なることを理解しているか？
    - ・ 空調、給湯、冷設ポンプなど動力系の計算は専門家の助言が必要。
- (メーカーの計算書は使えないことが多い。⇒メーカーは機械の専門家ではあるが、省エネの専門家ではない)

## スケジュールを確認する

|      | 年間予定                                          | 申請者                                                                                                    | S I I                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公募期間 | 公募説明会<br>5/30～6/14<br><br>公募期間 ※<br>5/30～6/27 | <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> 交付申請書作成提出 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">             公募情報開示<br/>ホームページ           </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">             公募説明会<br/>(全国各地にて開催)           </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">             公募受付           </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">             交付申請書審査、選考<br/>(有識者による審査委員会)           </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">             交付決定通知           </div> |
| 選考   | 交付決定 ※<br>8/上旬 (予定)                           |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



公募開始～公募締切まで 28 日！説明会～公募締切まで 13 日！  
公募が開始されてから申請準備をしても絶対に間に合いません！  
○前年度の募集要項を参考に、数か月前から事前準備をしなければなりません！  
○事前準備の善し悪しで勝敗が決まります！



エネルギーマネジメントを経営戦略の中核へ

省エネルギー・新エネルギーの導入が会社の利益を育む時代です。

ご清聴誠にありがとうございました。  
皆様の省エネルギー事業の成功を心より  
お祈り申し上げます。

講演内容へのお問い合わせ先：株式会社アーストーンコンサルティング  
担当：鋤田（くわた）

Tel: 0 9 2 - 2 9 2 - 1 7 0 1 e-mail: [t\\_kuwata@earth-tone.jp](mailto:t_kuwata@earth-tone.jp)